審査支払に関する契約書（案）

別記１に掲げる市町村の長（以下「甲」という。）からこの契約に関する委任を受けた○○都（道府県）知事（以下「乙」という。）と社会保険診療報酬支払基金理事長（以下「丙」という。）との間に、別記１に掲げる市町村が定める条例による別記２に掲げる医療に係る審査及び支払事務に関する契約を次のとおり締結する。

第１条 丙は、条例による医療の給付に関する費用の審査及び支払に関する事務を引き受けるものとする。

第２条 丙は、病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション（以下「医療機関等」という。）から各月分について翌月１０日までに提出された診療報酬請求書、調剤報酬請求書及び訪問看護療養費請求書（以下「診療報酬等請求書」という。）についてその内容を審査し、速やかに医療機関等に対して、診療報酬、調剤報酬及び訪問看護療養費（以下「診療報酬等」という。）の支払を完了するものとする。

第３条 丙は、条例による医療の給付に関する費用の審査を終了したときは、審査の終了した日の属する月の翌月１０日までに診療報酬明細書、調剤報酬明細書及び訪問看護療養費明細書（医療保険等との併用分患者については、丙において作成する連名簿をもってこれに代えることができる。）に診療報酬等請求内訳書を添えて、甲に審査結果について報告するものとする。

２ 丙は、甲に対し、前項に定める連名簿を、オンライン、電子媒体又は紙媒体により、甲から提出された別に定める申出書に応じて報告するものとする。

３ 甲及び丙は、前項に定める申出書の写しを本契約書に添付し管理するものとする。

第４条 甲及び丙は、第３条に定める連名簿をオンライン又は電子媒体によって報告するデータ（以下「連名簿（ＣＳＶ形式）」という。）の提供に関し、次の事項を遵守するものとする。

２ 丙は、別に定める連名簿（ＣＳＶ形式）提供に関する仕様に基づき、甲へ連名簿（ＣＳＶ形式）を提供する。

３ 甲及び丙は、本契約の履行上知り得た相手方の機密に関する事項を第三者に漏洩してはならないものとする。

本契約締結期間満了後又は解除後においても同様とする。

４ 甲及び丙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。

５ 丙は、天災事変その他やむを得ない事由により連名簿（ＣＳＶ形式）の提供が不可能になったときは、ただちに甲に連絡し、善後策について協議するものとする。

６ 丙は、甲に提供した連名簿（ＣＳＶ形式）に異常があった場合は、速やかに回復の処置をとるものとする。

７ この契約の当事者のいずれか一方がこの契約のいずれかに違反したときは、相手方は本契約を解除することができる。この場合、相手方が損害を被ったときは、その違反者に対して損害賠償を請求することができる。

８ 前項により本契約が解除された場合にも、それ以前に発生した本契約に基づく権利（前項に基づく損害賠償請求権を含む。）には何ら影響を及ぼさないものとする。

９ この連名簿（ＣＳＶ形式）提供に関して疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、当事者間協議のうえその都度定める。

第５条 丙は、医療機関等から診療報酬等請求書の提出のあった月の２０日までに、丙が医療機関等に支払う診療報酬等のおおむね１か月半分に相当すると認められる額の概算交付を甲に対して請求するものとする。

２ 甲は、前項の規定に基づく概算交付の請求を丙から受けた時は、請求のあった月の末日までに、丙に対し概算交付を行うものとする。

第６条 丙は、第２条の規定によって支払いを完了したときは、直ちに精算書を作成し、甲へ送付し、精算を完了するものとする。

第７条 甲が、第３条の規定により、審査結果を検討した結果、丙が医療機関等に対して支払った診療報酬等に過誤を生じたときは、その過誤額は丙が翌月以降の精算において整理を行うものとする。

第８条 甲は、社会保険診療報酬支払基金法第２６条の規定による事務費として、別に定める事務費算定の基礎となる１件当たりの金額に毎月診療報酬等の精算の基礎となった診療件数を乗じて得た金額を丙に支払うものとする。

２ 甲は、丙から前項による事務費の請求があったときは、請求のあった日から１０日以内に丙に対して支払うものとする。

第９条 甲は、この契約の実施に必要な限度において、丙に対して帳簿書類の閲覧及び説明を求め、並びに報告を徴することができる。

２ 丙は、甲から審査及び支払の内容について説明を求められたときは、直ちに説明のできるよう常にその内容をつまびらかにしておくものとする。

第１０条 この契約の当事者のいずれか一方においてこの契約による義務を履行せず、事業遂行に著しく支障を来たし、又は来たすおそれがあると認めるときは、相手方は３か月間の予告期間をもってこの契約を解除することができるものとする。

第１１条 この契約の有効期間は、令和○年○月○日から令和○年○月○日までとする。

第１２条 この契約の有効期間の終わる１か月前までに契約当事者のいずれか一方より何らの意思表示をしないときは、終期の翌日において向こう１年間順次契約を更新したものとする。

以上の契約の確実を証するため本書２通を作成し、双方記名押印の上、各１通を所持するものとする。

令和○年○月○日

（乙） 住所

○○都（道府県）知事　　　　氏　　　名　　印

（丙） 住所

　　　　　　社会保険診療報酬支払基金

理事長代理人

社会保険診療報酬支払基金

○○審査委員会事務局長　　氏　　　名　　印

別記１

○○市

○○町

〇〇村

別記２

乳幼児医療

ひとり親家庭医療

重度心身障害者医療

覚書（案）

令和○年○月○日付をもって契約書別記１に掲げる市町村の長（以下「甲」という。）から契約に関する委任を受けた○○都（道府県）知事（以下「乙」という。）と社会保険診療報酬支払基金理事長（以下「丙」という。）との間において締結した診療報酬、調剤報酬及び訪問看護療養費の審査及び支払事務に関する契約の実施に関し、下記のとおり覚書を交換し相互にこれを遵守するものとする。

記

１ 　契約書第５条に定める金額の概算払は、当分の間これを行わないものとする。この場合、丙は甲に対し、毎月分につき診療担当者に対して支払う診療報酬等を診療の翌々月の１０日までに請求し、甲は、診療の翌々月の２０日（２０日が日曜日、土曜日、国民の祝日その他の休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日とする。）までにこれを支払うものとする。

２ 契約書第８条第１項の事務費算定の基礎となる１件当たりの金額は、全国健康保険協会の管掌する健康保険等の診療報酬請求書の審査及び支払事務に関し、全国健康保険協会と社会保険診療報酬支払基金との間で契約した病院、診療所及び薬局に係る事務費算定の基礎となる１件当たりの金額によるものとする。

令和○年○月○日

（乙） 住所

○○都（道府県）知事　　　　氏　　　名　　印

（丙） 住所

　　　　　　社会保険診療報酬支払基金

理事長代理人

社会保険診療報酬支払基金

○○審査委員会事務局長　　氏　　　名　　印